

最高裁秘書第702号

令和6年4月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成9年の神戸連續児童殺傷事件などの重大少年事件の記録が永久保存されず廃棄されていた問題に関する令和5年5月25日に実施した記者会見に関する文書（例えば、記者会見実施要領、記者クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社の代表質問、想定問答及び記者会見終了後に作成された文書を含むが、これに限らない。）

(2) 苦情の申出がされた日

令和5年7月4日付け（同月7日受付）

2 答申番号

令和5年度（最情）答申第14号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）